

令和2年度 第1回酒田市地域密着型サービスの運営に関する委員会 次第

日時：令和2年7月30日（木）15：00～

場所：酒田市役所7階703会議室

1. 開 会

2. 報 告

(1) 地域密着型サービス事業者の指定状況について・・・・・・・・・・資料1

(2) 令和2年度地域密着型サービス事業者の集団指導及び実地指導計画について・・・資料2

(3) 第7期介護保険事業計画における施設整備事業について・・・・・・・・・・資料3

(4) 新型コロナウイルス感染症に関する対応等について・・・・・・・・・・資料4

3. 協 議

(1) 地域密着型サービス事業者の指定更新について・・・・・・・・・・資料5-1、5-2

(2) 地域密着型サービス事業者の指定について・・・・・・・・・・資料6

4. その 他

5. 閉 会

地域密着型サービス事業者の指定状況について

地域密着型サービス事業者指定一覧（酒田市以外に所在する指定事業所を含む）

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（1事業所）

	法人名	事業所名	事業所所在地	定員	圏域	指定年月日
1	(株) 櫻の木	コンフォート 櫻の木	こあら2-4-6	-	2	H27年 3月 31日

※指定基準上の定員は無し。

②地域密着型通所介護事業所（4事業所）

	法人名	事業所名	事業所所在地	定員	圏域	指定年月日
1	山形県高齢者福祉 生活協同組合	デイサービス こだま	光ヶ丘5-13-32	10	1	H17年 3月 31日
2	(株) ふれんど	デイサービスセン ターふれんど	古湊町9-8	17	1	H17年 10月 28日
3	前田自動車工業 (有)	デイサービス こもれび	亀ヶ崎5-7-53	10	3	H25年 4月 9日
4	(福) かたばみ会	デイサービスセン ターかたばみ荘	北千日堂前字松境 18-1	18	1	H30年 5月 1日

③認知症対応型通所介護事業所（8事業所）

	法人名	事業所名	事業所所在地	定員	圏域	指定年月日
1	(福) 平田厚生会	みすみ指定 通所介護事業所	檜橋字大柳1-16	12	10	H12年 1月 4日
2	(医) 健友会	認知症対応型通所 介護楽楽(らら)	中町3-2-21	12	1	H18年 9月 8日
3	(福) さくら福祉会	つどいの家 亀ヶ崎	亀ヶ崎4-1-14	12	3	H19年 4月 27日
4	(福) 正覚会	こもれびの郷 認知症対応型通所 介護事業所	黒森字境山616-1	10	5	H16年 11月 30日
5	(福) 友和会	デイサービスセン ターサン・シティⅡ	曙町2-28-5	12	4	H23年 3月 31日
6	(福) さくら福祉会	つどいの家 松山	字山田32-2-2	12	9	H23年 5月 31日
7	(福) さくら福祉会	つどいの家 東泉	東泉町6-1-8	12	4	H24年 5月 31日
8	(福) 酒田市社会福 祉協議会	酒田市デイサービ スセンターいずみ	東泉町4-6-13	10	4	H26年 12月 26日

④共用型認知症対応型通所介護事業所

(4事業所)

	法人名	事業所名	事業所所在地	定員	圏域	指定年月日
1	NPO法人あらた	グループホーム ひより	京田2-69-7	3	5	H18年8月30日
2	NPO法人あらた	グループホーム あらた	東町1-15-25	3	2	H19年8月30日
3	(株) 樫の木	グループホーム 眺海	山寺字宅地159	6	9	H23年3月31日
4	(福) 友和会	グループホーム サン・シティ	曙町2-28-5	3	4	H27年7月31日

※共用型とは・・・認知症高齢者グループホームにおいて居間などを利用して入居者と共に行われるデイサービス。

⑤小規模多機能型居宅介護事業所

(15事業所)

	法人名	事業所名	事業所所在地	定員	圏域	指定年月日
1	(有) アシスト	小規模多機能型居 宅介護施設さとわ	こがね町2-25-1	29	3	H18年11月29日
2	(福) さくら福祉会	小規模多機能型居 宅介護事業所多機 能さくら住吉町	住吉町3-32	25	1	H19年6月4日
3	(福) さくら福祉会	小規模多機能型居 宅介護事業所多機 能さくら広野	広野字末広105-5	25	5	H19年8月9日
4	(福) さくら福祉会	小規模多機能型居 宅介護事業所多機 能さくら松山	字西田12-5	25	9	H19年10月4日
5	(福) さくら福祉会	小規模多機能型居 宅介護事業所多機 能さくら東京	東京町6-1-9	25	4	H20年5月2日
6	(福) さくら福祉会	小規模多機能型居 宅介護事業所多機 能さくら若浜	若浜町19-26	25	2	H20年6月27日
7	(福) さくら福祉会	小規模多機能型居 宅介護事業所多機 能さくら亀ヶ崎	亀ヶ崎5-4-11	25	3	H20年8月29日
8	(福) 酒田福祉会	多機能明日葉	駅東2-3-6	25	2	H20年10月30日
9	(福) かたばみ会	多機能施設 かたばみ荘	光ヶ丘2-3-19	29	1	H21年4月24日
10	(福) 光風会	小規模多機能 ふよう	宮野浦3-5-65	25	5	H22年5月26日
11	(有) アシスト	小規模多機能型居 宅介護施設 さとわ下安町	下安町9-8	29	4	H22年8月31日
12	(福) さくら福祉会	小規模多機能型居 宅介護事業所多機 能さくら平田	砂越緑町4-2	25	10	H22年9月30日
13	(福) 正覚会	北のかがやき小 規模多機能型居宅 介護事業所	漆曾根字腰廻34	25	7	H23年3月31日

⑤小規模多機能型居宅介護事業所)

	法人名	事業所名	事業所所在地	定員	圏域	指定年月日
14	(株) 檜の木	多機能施設 檜の木	藤塚字中畑158	25	6	H23年 9月 22日
15	(福) 幾久栄会	多機能こうらく	小泉字前田37-5	25	8	H24年 3月 30日

⑥認知症対応型共同生活介護事業所 (認知症高齢者グループホーム)

(15事業所)

	法人名	事業所名	事業所所在地	定員	圏域	指定年月日
1	(医) 宏友会	認知症対応型グループホームほなみ	本楯字前田127-2	9	6	H12年 3月 27日
2	NPO法人あらた	グループホームあらた	東町1-15-25	9	2	H12年 3月 27日
3	(福) さくら福祉会	グループホームみどり	砂越緑町5-43	18	10	H14年 2月 27日
4	(福) 光風会	グループホームはまゆう	宮野浦3-20-1	9	5	H14年 8月 29日
5	(株) 檜の木	グループホーム眺海	山寺字宅地159	18	9	H16年 11月 17日
6	NPO法人あらた	グループホームひより	京田2-69-7	9	5	H15年 2月 3日
7	(福) 幾久栄会	グループホームこうらく	小泉字前田44	9	8	H15年 3月 20日
8	医療法人社団さつき会	グループホーム明日葉	曙町2-24-2	18	4	H15年 12月 19日
9	(福) さくら福祉会	グループホームまつやま	字西田12-5	18	9	H17年 8月 30日
10	(株) ケアサービス鳥海	グループホームまいづる	麓字横道10-8	18	8	H17年 11月 25日
11	(株) ふれんど	グループホームふれんど	古湊町9-8	18	1	H18年 3月 20日
12	(福) 正覚会	グループホームライフケア黒森	黒森字葎葉山54-10	9	5	H26年 4月 1日
13	(福) さくら福祉会	グループホーム亀ヶ崎	亀ヶ崎4-1-14	9	3	H26年 12月 9日
14	(福) 友和会	グループホームサン・シティ	曙町2-28-5	9	4	H27年 3月 31日
15	庄内みどり農業協同組合	グループホーム結い	千日町4-4	9	4	H30年 4月 1日

※No.7 グループホームこうらくは平成30年10月1日より休止していたが、令和2年9月1日より再開予定。

⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所（小規模特別養護老人ホーム）（4事業所）

	法人名	事業所名	事業所所在地	定員	圏域	指定年月日
1	(福)友和会	地域密着型特別養護老人ホーム サン・シティⅡ	曙町2-28-5	20	4	H23年3月31日
2	(福)光風会	地域密着型介護老人福祉施設あおい	緑ヶ丘2-16-1	29	5	H24年4月1日
3	(福)正覚会	小規模特別養護老人ホーム ライフケア黒森	黒森字葎葉山 54-10	29	5	H26年4月1日
4	(福)東平田福祉会	地域密着型特別養護老人ホーム あずま	生石字奥山155-1	29	7	H27年3月31日

⑧看護小規模多機能型居宅介護事業所（複合型サービス）（1事業所）

	法人名	事業所名	事業所所在地	定員	圏域	指定年月日
1	(医)山容会	看護小規模多機能型居宅介護花浜	高砂2-1-17	29	1	R2年4月1日

⑨酒田市以外に所在する指定事業所（7事業所）

	事業種別	法人名	事業所名	事業所所在地	指定年月日
1	認知症高齢者グループホーム	(福)さくら福祉会	グループホーム みかわ	東田川郡三川町大字青山字箴元22-1	H28年12月19日
2	認知症高齢者グループホーム	(有)和のどか	グループホーム のんき	東田川郡三川町大字猪子字下堀田230-1	H28年12月19日
3	認知症高齢者グループホーム	(有)和のどか	あっとホーム のんき	東田川郡三川町大字猪子字大堰端336	H28年12月19日
4	小規模特別養護老人ホーム	(福)けやき	ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム なの花荘	東田川郡三川町大字横山字堤189-2	H26年4月1日
5	認知症高齢者グループホーム	(株)MSC	グループホーム 燦燦	飽海郡遊佐町遊佐字南大坪12-1	H29年5月1日
6	認知症高齢者グループホーム	(有)ほほえみの里	グループホーム なごやか	飽海郡遊佐町江地字中屋敷田3-7	H29年7月31日
7	地域密着型通所介護	(株)クレシェンド	ホームケアセンター ター縁	新潟市西区坂井砂山2-10-4	H25年8月1日

※酒田市以外に所在する指定事業所

○地域密着型サービスに移行する前からその施設を利用していた方について継続して利用していただくためにみなし指定という形で指定しているもの。

○庄内北部での地域密着型サービスの利用支援として、グループホームについては他市町村ではあるが空きがあれば酒田市の方でも利用できるように受入人数等の条件を設け指定を行っているもの。

※令和2年度に指定更新を行った事業所は以下のとおり（令和2年6月末まで）

○小規模多機能型居宅介護事業所（2事業所）

- ・多機能さくら東泉
- ・多機能さくら若浜

※今後、令和2年度に指定更新を行う予定の事業所は以下のとおり

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護（1事業所）

- ・コンフォート檜の木（指定期間満了日：R3.3.30）

○認知症対応型通所介護（1事業所）

- ・酒田市デイサービスセンターいずみ（指定期間満了日：R2.12.25）

○小規模多機能型居宅介護（1事業所）

- ・多機能さくら亀ヶ崎（指定期間満了日：R2.8.28）

○認知症対応型共同生活介護（6事業所）

- ・グループホームはまゆう（指定期間満了日：R2.8.28）
- ・グループホームひより（指定期間満了日：R3.2.2）
- ・グループホームこうらく（指定期間満了日：R3.3.19）
- ・グループホームみどり（指定期間満了日：R3.2.26）
- ・グループホーム亀ヶ崎（指定期間満了日：R2.12.8）
- ・グループホームサン・シティ（指定期間満了日：R3.3.30）

○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（1事業所）

- ・地域密着型特別養護老人ホームあずま（指定期間満了日：R3.3.30）

※日常生活圏域別地区名及び担当する地域包括支援センター

日常生活圏域	地区名	地域包括支援センター名称
1	琢成、松陵	なかまち
2	浜田、若浜、飛島	にいだ
3	亀ヶ崎、松原	はくちょう
4	富士見、泉	あけぼの
5	浜中、黒森、十坂、宮野浦、新堀、広野	かわみなみ
6	鳥海、西荒瀬	ほくぶ
7	平田	ひがし
8	一條、八幡	やわた
9	松山	まつやま
10	南平田、田沢	ひらた

地域密着型サービスの概要

○地域密着型サービスの創設

介護保険法の改正により、要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供される「地域密着型サービス」が創設された。(平成18年4月1日～)

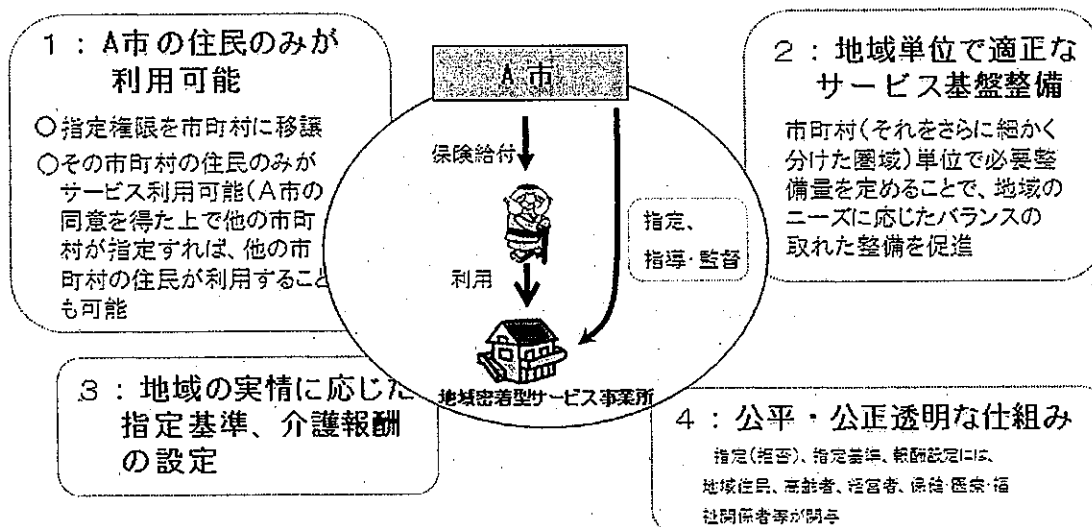
地域密着型サービスの特徴は次のとおり。

- ・ 指定権者が市町村である
- ・ 利用対象者はその地域に住む住民のみ
- ・ 施設は地域住民との交流がもてる立地に建てられる

なお、地域密着型サービスの事業を行う事業者は、その事業所が所在する市町村から指定を受ける必要がある(介護保険法第78条の2)。また、指定を行う時は「介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない(介護保険法第78条の2第7項)」とされていることから本委員会で指定について協議することとしている。

地域密着型サービスの創設

要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供されることが適当なサービス類型(＝地域密着型サービス)を創設。



※厚生労働省ホームページ「地域密着型サービスの創設」より

○地域密着型サービスの種類（福祉・保健・医療の総合情報サイト「WAMNET」より）

<p>1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護・・・次のサービスを適切に組み合わせ提供する。</p> <p>①定期巡回サービス・・・訪問介護員等が、定期的に利用者の居宅を巡回して、入浴、排せつ、食事等といった日常生活上の世話を行う。</p> <p>②随時対応サービス・・・オペレーターが通報を受け、利用者の状況に応じてサービスの手配を行う。</p> <p>③随時訪問サービス・・・オペレーターからの要請を受けて、随時、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等といった日常生活上の世話を行う。</p> <p>④訪問看護サービス・・・看護師等が利用者の居宅を訪問して、療養上の世話または診療の補助を行う。</p>
<p>2 夜間対応型訪問介護</p> <p>夜間において、①定期的な巡回による訪問介護サービス、②利用者の求めに応じた随時の訪問介護サービス、③利用者の通報に応じて調整・対応するオペレーションサービスを行う。</p>
<p>3 地域密着型通所介護</p> <p>日中、利用定員18人以下の小規模のデイサービスセンターなどに通ってもらい、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図る。</p>
<p>4 (介護予防) 認知症対応型通所介護</p> <p>デイサービスセンターや特別養護老人ホームなどにおいて、通所してきた認知症の利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護や生活等に関する相談、健康状態の確認、機能訓練（リハビリテーション）等を行う。</p>
<p>5 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護</p> <p>通いによるサービスを中心にして、利用者の希望などに応じて、訪問や宿泊を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練（リハビリテーション）を行う。</p>
<p>6 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護</p> <p>認知症の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行う。</p> <p>少人数（5人～9人）の家庭的な雰囲気の中で、症状の進行を遅らせて、できる限り自立した生活が送れるようになることを目指している。</p>
<p>7 地域密着型特定施設入居者生活介護</p> <p>介護保険の指定を受けた入居定員が29人以下の介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが、入居している利用者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行う。</p>
<p>8 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p> <p>定員が29人以下の特別養護老人ホームに入所している利用者に対して、入浴・排せつ・食事等の介護といった日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行う。</p>
<p>9 (看護) 小規模多機能型居宅介護</p> <p>「小規模多機能型居宅介護」と「訪問看護」を組み合わせ提供するサービスで、要介護度が高く、医療的なケアを必要とする人が、住み慣れた家や地域で安心して生活できるよう支援する。</p>

令和2年度地域密着型サービス事業者の集団指導及び実地指導計画について

1. 地域密着型サービス事業者の集団指導について

例年7月下旬に市役所の会議室にて講義形式で開催しているが、出席者数が多く、いわゆる3密の状態となることが懸念されることから、資料をホームページに載せ確認していただく方法により実施する予定。

2. 地域密着型サービス事業者の実地指導計画について

新型コロナウイルス感染症の発生状況を考慮しつつ、令和2年9月から令和2年12月末までに実施予定

【今年度対象事業所数】

- 地域密着型通所介護・・・1箇所
- 認知症対応型通所介護・・・1箇所
- 認知症対応型共同生活介護・・・4箇所
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・・・1箇所

計7箇所 実施予定

指導監査

介護保険制度の適正な運営のため、サービスの質の確保と保険給付の適正を図ることを目的として、事業所・施設に対して指導監査を行う。

指 導

集団指導

介護サービス事業者を一つの会場に集めて、介護保険法の趣旨・目的の周知及び理解の促進や指定・更新事務などの制度説明、介護報酬請求に係る過誤・不正防止の観点から適正な請求事務の指導などについて、実施指導での事例紹介を行うなどにより効果的な指導を行う。

制度の理解 / 不正の防止

制度管理の適正化

実地指導

介護サービス事業者の事業所を訪問し、関係書類の閲覧や事業所職員、利用者へのヒアリングを行い、虐待や身体拘束などの運営基準違反がされていないか、また、不適切な介護報酬請求がされていないかを確認し、適正でないと認められた場合は是正するよう指導を行う。

※概ね6年に1回の頻度で実施。

高齢者虐待防止
身体拘束禁止
不正の防止

よりよいケアの実現

実施指導の際に
著しい運営基準違反が認められ、利用者の生命等に危険がある場合
または
不正が確認され、著しく悪質な請求と認められる場合

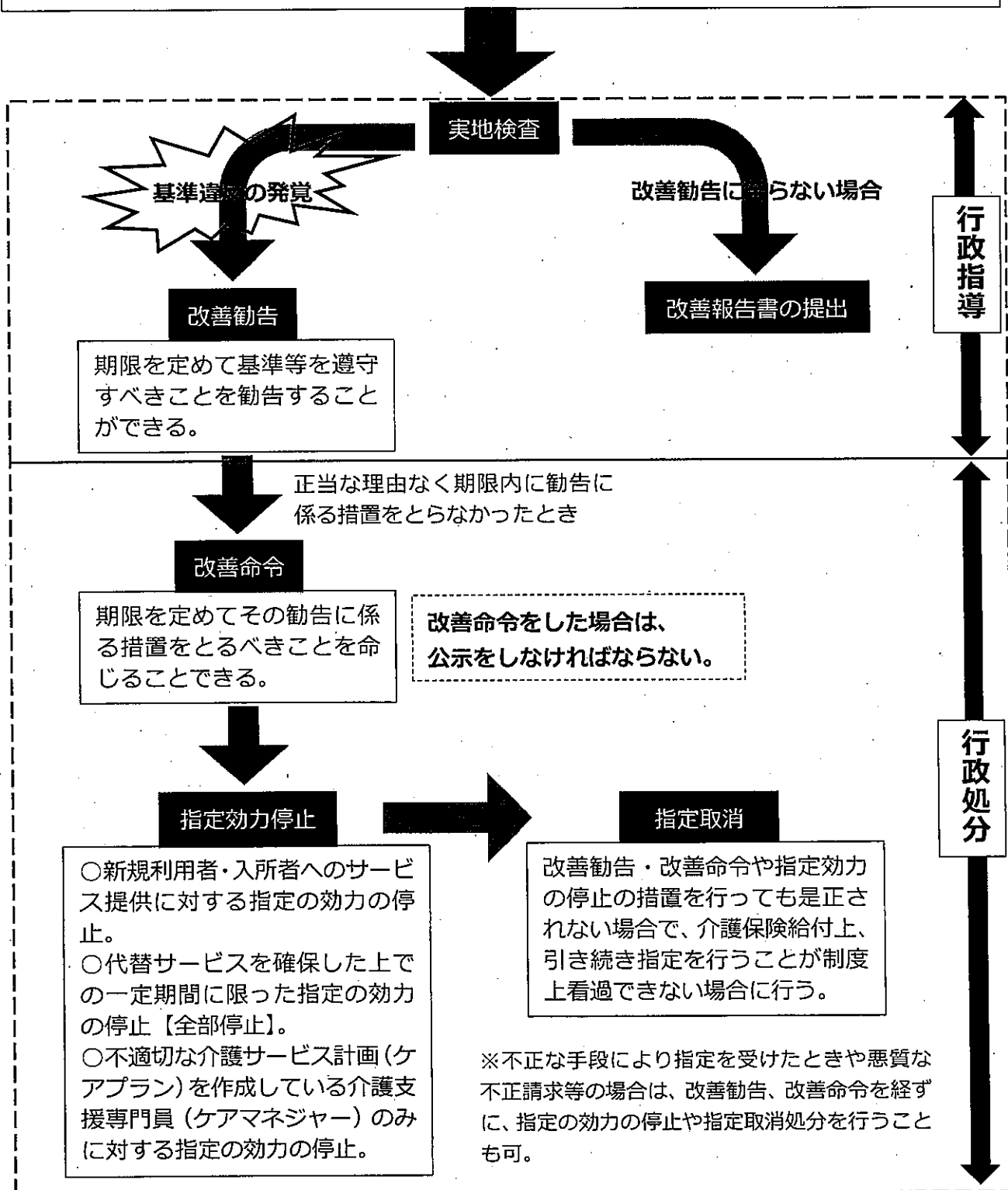
監査へ変更

監査の実施

○入手した各種情報により人員、設備及び運営基準等の指定基準違反や不正請求が認められる場合

- ・通報・苦情・相談等に基づく情報
- ・国保連、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
- ・国保連・保険者からの通報情報
- ・介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者
- ・介護サービス情報の公表制度に係る報告の拒否等に関する情報

○実地指導から監査に変更した場合



第 7 期介護保険事業計画における施設整備事業について

1. 公募施設

第 7 期介護保険事業計画において、下記の施設を公募

- | | |
|-------------------------|--------------|
| (1) 地域密着型介護老人福祉施設（ミニ特養） | 1 施設 |
| (2) 看護小規模多機能型居宅介護 | 1 施設 |
| (3) 認知症対応型共同生活介護 | 2 ユニット（18 床） |
| (4) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 1 施設 |

2. 設置主体

- | | |
|----------------------|-----------------------------|
| (1) 地域密着型介護老人福祉施設 | |
| 社会福祉法人酒田福祉会 | （第 2 圏域、令和 3 年 4 月 1 日開設予定） |
| (2) 看護小規模多機能型居宅介護 | |
| 医療法人山容会 | （第 1 圏域、令和 2 年 4 月 1 日開設） |
| (3) 認知症対応型共同生活介護 | |
| 社会福祉法人さくら福祉会 | （第 3 圏域、令和 3 年 4 月 1 日開設予定） |
| 庄内みどり農業協同組合 | （第 7 圏域、令和 3 年 4 月 1 日開設予定） |
| (4) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | |
| 株式会社樫の木 | （第 9 圏域、令和 3 年 4 月 1 日開設予定） |

3. 整備の進捗状況

- | | |
|---|--|
| (1) 地域密着型介護老人福祉施設 | |
| 令和元年 12 月 25 日契約・着工、令和 3 年 2 月 28 日完成予定。 | |
| (2) 看護小規模多機能型居宅介護 | |
| 6 月時点で 8 名が利用。 | |
| (3) 認知症対応型共同生活介護 | |
| 今後、県の地域密着型介護施設等整備交付金の交付決定を受けて工事請負契約を締結する。 | |
| (4) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | |
| 今後、県の地域密着型介護施設等整備交付金の交付決定を受けて工事請負契約を締結する。 | |

新型コロナウイルス感染症に関する対応等について

【これまでの経過】

令和2年1月末

- ・厚生労働省より、新型コロナウイルス感染症に関する社会福祉施設等での対応に関する情報が発出される。
- ・介護保険課より市指定の介護サービス事業者へ、新型コロナウイルス感染症関連の情報発信を開始。

令和2年2月末

- ・3月末までに不足するマスクの配布準備を行うため、市内の介護サービス事業者に対し在庫状況の報告を依頼。

令和2年3月以降

- ・国内、県内での発生状況等を受け、市内介護サービス事業所及び地域包括支援センターに対し「新型コロナウイルスに関連したサービス提供の取扱い」について市独自の通知を複数回発出。
※主な内容：会議等の開催方法の変更、面会に関する注意事項 等
- ・2月末に調査を行った衛生用品の在庫状況報告を基に、市の備蓄マスクを希望事業者へ配布。
- ・市の備蓄マスク配布以降は、厚生労働省または山形県よりマスク・消毒用エタノール等衛生用品の不足調査が複数回行われ、事業者へ供給されている。

【厚生労働省、山形県、酒田市における主な支援等（予定されているものを含む）】

- ・マスク、消毒用エタノール等衛生用品の供給（厚生労働省、山形県）
- ・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（施設等に勤務する、利用者と接する職員に対し慰労金が支給される予定）（厚生労働省）
- ・地域の医師会等と保健所が主導する感染対策チームによる助言指導（山形県）
- ・新型コロナウイルス感染症に感染した者または感染が疑われる者が発生した市内に所在する施設等の従事者のうち、濃厚接触者及び自宅待機の指示が保健所より出ていない者への宿泊施設の提供及び費用の補助（酒田市）

1、地域密着型サービス事業の指定更新事業者

小規模多機能型居宅介護事業所 多機能さくら亀ヶ崎

- ①事業概要 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護
 ・登録定員 25人
 ・通いサービス利用定員 15人 ・宿泊サービス利用定員 9人
- ②所在地等 酒田市亀ヶ崎5丁目4番11号
- ③申請者 社会福祉法人さくら福祉会 理事長 佐藤 正視
- ④指定状況 平成26年8月29日指定（満了日令和2年8月28日）
- ⑤指定更新日 令和2年8月29日 （満了日令和8年8月28日）

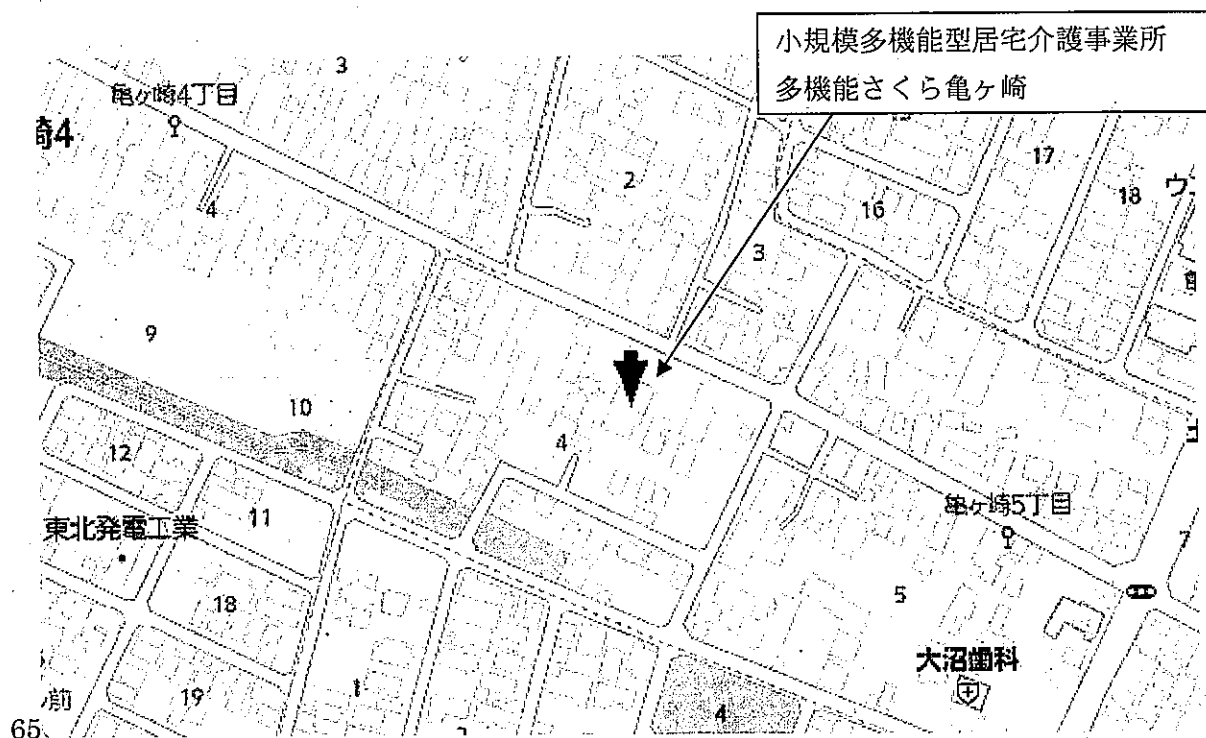
2、地域密着型サービス事業の指定更新に関する調査書

指 定 更 新 申 請 に 係 る 基 準	適否
1、指定更新申請書 ・事業所の名称及び所在地 ・申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者氏名、生年月日及び住所 ・現に受けている指定の有効期限満了日	○
2、地域密着型介護サービス費の請求に関する事項 ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表	○
3、当該申請の事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態 ・従業者の氏名、職種、勤務形態（専従・兼務、常勤・非常勤）	○
4、法第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号の規定に 該当しない旨の誓約書 ・申請者が法人 ・人員・設備が指定基準に適合 ・指定の取消しがあった場合、取消から5年を経過している ・申請者、役員が指定取消し処分に係る行政手続法による通知があった場合、その通知があった日から処分する日までの間に事業の廃止、指定辞退をした場合に5年を経過している ・申請者、役員が罰金刑に処されていない ・申請者、役員が5年以内に居宅サービス等に関し不正等の行為をしていない ・役員が禁錮以上の刑に処されていない ・指定を取消された法人において行政手続法による通知があった日前60日以内に役員であった者で取消の日から5年を経過している	○

■小規模多機能型居宅介護事業所 多機能さくら亀ヶ崎

1 事業種別	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護
2 申請者	酒田市中牧田字丸福171番地 社会福祉法人さくら福祉会 理事長 佐藤 正視
3 申請日	令和2年7月14日
4 所在地等	酒田市亀ヶ崎5丁目4番11号
5 指定日	平成26年8月29日
6 指定満了日	令和2年8月28日
7 指定更新日	令和2年8月29日
8 定員等	・登録定員 25人 ・通いサービス利用定員 15人 ・宿泊サービス利用定員 9人
9 管理者	五十嵐 貴博
10 職員体制	介護支援専門員 1人 (管理者と兼務) 介護員 13人 (常勤9人、非常勤4人) 看護師 1人 (非常勤1人)
11 その他	

位置図



1、地域密着型サービス事業の指定更新事業者

グループホームはまゆう

- ①事業概要 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
・定員 9人
- ②所在地等 酒田市宮野浦3丁目20番1号
- ③申請者 社会福祉法人光風会 理事長 池田 剛
- ④指定状況 平成26年8月29日指定（満了日令和2年8月28日）
- ⑤指定更新日 令和2年8月29日 （満了日令和8年8月28日）

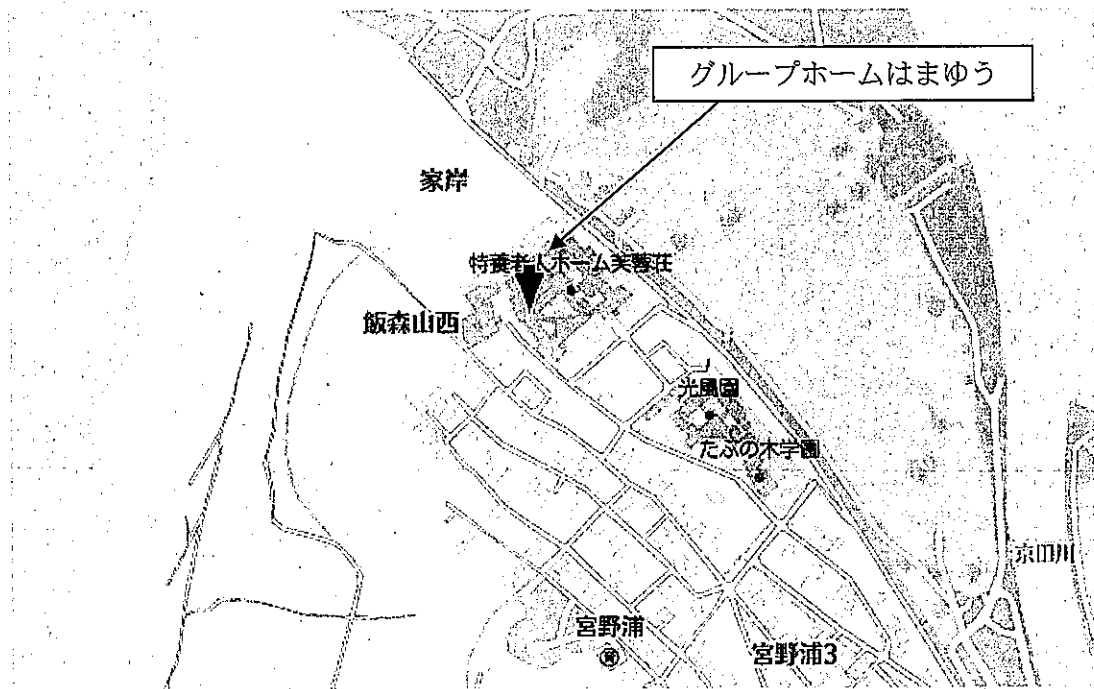
2、地域密着型サービス事業の指定更新に関する調査書

指 定 更 新 申 請 に 係 る 基 準	適否
1、指定更新申請書 ・事業所の名称及び所在地 ・申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者氏名、生年月日及び住所 ・現に受けている指定の有効期限満了日	○
2、地域密着型介護サービス費の請求に関する事項 ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表	○
3、当該申請の事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態 ・従業者の氏名、職種、勤務形態（専従・兼務、常勤・非常勤）	○
4、法第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号の規定に 該当しない旨の誓約書 ・申請者が法人 ・人員・設備が指定基準に適合 ・指定の取消しがあった場合、取消から5年を経過している ・申請者、役員が指定取消し処分に係る行政手続法による通知があった場合、その通知があった日から処分する日までの間に事業の廃止、指定辞退をした場合に5年を経過している ・申請者、役員が罰金刑に処せられていない ・申請者、役員が5年以内に居宅サービス等に関し不正等の行為をしていない ・役員が禁錮以上の刑に処せられていない ・指定を取消された法人において行政手続法による通知があった日前60日以内に役員であった者で取消の日から5年を経過している	○

■グループホームはまゆう

1 事業種別	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
2 申請者	酒田市宮野浦3丁目20番1号
3 申請日	令和2年7月14日
4 所在地等	酒田市宮野浦3丁目20番1号
5 指定日	平成26年8月29日
6 指定満了日	令和2年8月28日
7 指定更新日	令和2年8月29日
8 定員等	9人
9 管理者	遠田 美邦
10 職員体制	計画作成担当者 1人 (介護員と兼務) 介護員 10人 (常勤8人、非常勤2人) 看護職員 1人 (常勤)
11 その他	

位置図



地域密着型サービス事業者の指定について

地域密着型通所介護事業の指定予定事業者

令和2年6月29日付で、アースサポート株式会社より地域密着型通所介護事業の指定申請書類が提出されました。

	新規指定申請に係る基準	適否
事業内容	<p>◎利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p> <p>・利用定員は19人未満。要介護1以上の認定を受けた者が利用できる。</p>	○
管理者	<p>・専ら職務に従事する常勤の管理者を配置。</p> <p>※事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務や同一敷地内にある他の事業所等との兼務が可能。</p>	○
従事者	<p>◆生活相談員</p> <p>・サービスを提供している時間に1以上配置。</p> <p>・1人以上は常勤職員として配置。</p> <p>・次のいずれかの資格を有する者であること。</p> <p>①社会福祉士、②社会福祉主事、③精神保健福祉士、④介護支援専門員、⑤介護福祉士の資格取得後において、社会福祉施設等で1年以上介護または相談業務に従事した者</p> <p>◆看護師または准看護師</p> <p>・1以上配置（連携体制が確保できていれば常時の配置は不要）。</p> <p>◆介護職員</p> <p>・1人以上は常勤職員として配置。</p> <p>・利用者数が15人以下→1以上配置</p> <p>・利用者数が16人以上→$((利用者数 - 15) \div 5 + 1) \times 平均提供時間数$で得た数以上配置</p> <p>※平均提供時間数＝利用者ごとの提供時間数の合計÷利用者数</p> <p>◆機能訓練指導員</p> <p>・1以上配置</p> <p>・次のいずれかの資格を有する者であること。</p> <p>①理学療法士、②作業療法士、③言語聴覚士、④看護職員、⑤柔道整復師、⑥あん摩マッサージ指圧師、⑦はり師またはきゅう師の資格を有し、①～⑥の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者</p>	○
設備基準	<p>・消火設備その他の非常災害に際し必要な設備を設けること。</p> <p>(消火器、火災報知設備、火災通報設備等は床面積等により設置基準が異なる)</p>	○
	<p>◎食堂・機能訓練室・静養室・相談室・事務室を有し、必要な設備を設けること。</p> <p>・食堂及び機能訓練室は3 m^2×利用定員で得た面積以上であること。食事及び機能訓練の実施に支障がない広さを確保できる場合は、同一の場所とすることができる。</p> <p>・相談室は遮へい物の設置等により、相談の内容の漏えい防止に配慮されていること。</p>	○
運営基準	<p>・非常災害に関する具体的な計画や関係機関への通報・連携体制について定期的に従事者に周知し、必要な訓練を行うこと。</p> <p>・利用者・家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情相談窓口を設置すること。</p>	○

■地域密着型通所介護事業所の指定予定事業者

1 事業種別	地域密着型通所介護		
2 申請者	アースサポート株式会社 代表取締役 森山 典明		
3 書類提出日	令和2年6月29日		
4 事業所名	アースサポート酒田		
5 所在地	酒田市若原町5番2号		
6 指定予定日	令和2年9月1日		
7 定員等	10人		
8 管理者	柳原 雄啓		
9 職員体制	生活相談員	2人	(常勤1人、非常勤1人)
	看護職員	2人	(常勤0人、非常勤2人)
	介護職員	3人	(常勤2人、非常勤1人)
	機能訓練指導員	2人	(看護職員と兼務)
10 その他	特になし		

【指定予定事業所の位置図】

